（根拠法令）地§２０－２

公 告 第 １ 号　　**公 示 送 達 書**

公　　示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第２０条の２の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和８年　１１月　１１日

兵庫県淡路県民局長
（ 洲 本 県 税 事 務 所 ）

記

書 類 の 根 拠 法 令	送達を受けるべき者の氏名	備　　考
地 方 税 法 第 １ ７ 条	稲 垣 健 次	

（税 21000）